相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍静岡県富士宮市青木平三〇八番地、最後の住所本籍と同じ　被相続人　亡　中嶋久美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

静岡県富士市御幸町三番二二号　弁護士法人立石塩谷法律事務所

相続財産管理人　弁護士　塩谷　知一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県御坊市名田町楠井一〇九番地、最後の住所和歌山県御坊市名田町楠井一〇九番地一　被相続人　亡　中西　正好

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

和歌山県御坊市名屋町一丁目七番地八　事務所　司法書士　濱田　泰伸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県米子市淀江町佐陀三五六番地二、最後の住所鳥取県西伯郡日吉津村大字今吉三八二番地　被相続人　亡　秋島　鉄芳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

事務所　鳥取県米子市加茂町二丁目一一二番地三階　弁護士法人アザレア法律事務所

相続財産管理人　弁護士　湯原　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県井原市美星町三山三六六番地、最後の住所岡山県井原市美星町三山三六六番地一　被相続人　亡　川上　正志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

事務所　岡山県総社市三輪九八八番地五

中村文彦司法書士事務所

相続財産管理人　中村　文彦

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市丸ノ内一丁目八二番地、最後の住所高知県吾川郡いの町枝川二〇六九番地六　被相続人　亡　山崎　豊茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

高知市升形一番一七号　藤林ビル三階東

山本尚吾法律事務所

相続財産管理人　弁護士　山本　尚吾

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福岡県北九州市小倉北区金田一丁目三番、最後の住所福岡県北九州市小倉北区金田一丁目三番三二―八〇四号　被相続人　亡　寺本　俊昭

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年二月十日

福岡県北九州市小倉北区金田一丁目五番二号ＷＩＮ小倉二Ｆ

相続財産管理人　弁護士　畑中　潤

公示送達

東部大阪都市計画事業小路土地区画整理事業に係る左記の者に対する土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第九十八条第一項及び同条第五項及び第九十九条第二項の規定による仮換地指定通知については、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法第百三十三条第一項及び同条第二項において準用する同法第七十七条第五項の規定により書類の送付にかえて当該通知の内容を次のとおり公告します。

記

一、書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　大阪府寝屋川市小路北町一四番一四号

氏名　東谷　光博

二、通知の内容

土地区画整理法第九十八条第一項の規定により下記のとおり仮換地を指定しますので、同条第五項及び第九十九条第二項の規定により通知します。

なお、別紙仮換地指定通知は掲載を省略しそれらを寝屋川市小路土地区画整理組合事務所の掲示場及び施行地区内の掲示場である土地、大阪府寝屋川市小路南町百四十六番一において掲示します。

教示

一、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に寝屋川市長に審査請求することができます。（審査請求書の記載事項は行政不服審査法第十五条に規定されています。）

なお、六十日以内であっても、処分の日の翌日から起算して一年を経過すると審査請求することができなくなります。

二、この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に寝屋川市小路土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお、六箇月以内であっても、処分の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

三、右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六箇月以内に寝屋川市小路土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提訴することができます。なお六箇月以内であっても、裁決の日から一年を経過すると取消しの訴えを提訴することができなくなります。

平成二十八年二月十日

寝屋川市小路北町九番四号

寝屋川市小路土地区画整理組合

理事長　西川喜久男

債権申出の公告（第二回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十七年十二月十八日確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当したことにより終了したので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

東京都中央区日本橋富沢町八番八号

西川産業株式会社

規約型確定給付企業年金清算人

荒川　泰典

債権申出の公告（第三回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十八年一月一日厚生労働大臣の承認に基づき終了しましたので、当該規約型確定給付企業年金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十八年二月四日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは確定給付企業年金制度の清算から除斥します。

平成二十八年二月十日

東京都品川区大崎五丁目一番一一号

日本ストロー株式会社

確定給付企業年金清算人　有吉　信宏

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第８条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第１項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書２通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成28年２月10日

記

［掲載順序］

①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①千代崎橋ホーム　②大阪府知事(1)55414　③巽丈利　④大阪府大阪市西区千代崎１―22―６　⑤1000万円　⑥大阪府知事　⑦京都府相楽郡精華町桜が丘３―30―14　巽丈利